「横浜市教育委員会」後援名義使用の申請について

（生涯学習文化財課に関係する事業）

■ はじめに

○横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課では、**生涯学習の振興を図る事業**に対して、「横浜市教育委員会」の後援名義使用の承諾及び賞状の交付を行っています。

○「学校教育に関する事業」「福祉・健康をテーマとする事業」「文化振興的な事業」「スポーツ事業」など、等に該当する部署がある場合は、他の部署を御案内する場合があります。

○チラシ配布のご協力、職員の出席・挨拶・祝辞・審査員など、後援名義使用の承諾以外の対応は行っておりません。ご了承ください。

■ 後援名義使用・賞状等交付の条件

1　申請団体について

次のいずれかに該当する団体が対象となります。

(1) 国、地方公共団体その他公共的団体

(2) 報道機関、公共交通機関その他の公共性のある事業活動を行う法人

(3) 上記(1)(2)に該当しないもので、次の全ての要件を具備しているもの

●主催者の存在及び役員構成が明らかであること。

●規約、会則等の定めがあり、団体意志が明確であること。

●団体設立から１年以上経過していること。

設立１年未満の場合は、次のどちらかが確認できること。

(A) 活動の継続性が確認できる前身団体の設立から１年以上経過していること。

(B) 実行委員会のうち主たる構成団体の設立から１年以上経過していること。

●堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分あると認められること。

次のいずれかの条件を満たすこと。

(A) 過去３年以内に後援を承諾しており、実施報告と計画の著しい乖離がないこと。

(B) 過去１年間に当該団体が行った類似事業について次の条件を全て満たすこと。

・国内での開催実績があること。

・参加人数について単独の事業で50名以上の実績があること。

・チラシ、広報媒体の作成実績があること。

２　申請事業について

講演会、展覧会（書道展・絵画展等)、音楽会その他これらに類する事業において、生涯学習の振興に寄与する内容であって、以下のすべての条件を満たすものが対象となります。

(1) 事業計画書等から、市民の学びにつながる事業であると読み取れること
(2) 主たる会場を横浜市内とする事業であること
　※オンラインイベントについては、ホスト（配信元）を主たる会場とみなします。
(3) 広報を横浜市全域に対して行うこと（→次のＡＢいずれかを満たすこと。）
　【Ａ】チラシもしくはポスターによる広報
　　横浜市内９区以上において、誰もが自由に入館できる施設に配布すること
　　（※学校のみ等は不可）
　【Ｂ】一般紙、広報よこはま等、全市域対象の広報物に記事又は広告を掲載
(4) 参加費は無料、または事業内容等から判断して社会的に妥当な範囲内の金額であり、営利を目的としないこと。また、営利を目的として物品の販売を行わないこと
(5) 広く市民の参加が見込まれる事業であること
　・幅広い年代の方ができること
　・50 名以上の来場者が見込まれること
(6) 団体が専らその構成員の親睦のために行う事業または団体の構成員のみを対象とする事業でないこと
(7) 開催場所において公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること

なお、次のいずれかに該当する場合は適用除外となります。

(1) 法令又は公序良俗に反するもの
(2) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための行事その他政治的中立性を損なうおそれがあると認められるもの
(3) 宗教の布教、教化、宣伝等の活動その他の宗教的活動と認められるもの
(4) 当該団体の構成員又は会員の勧誘を目的とするもの
(5) 横浜市の施策・事業との整合性がないものその他教育長が不適当と認めるもの

３　賞状の交付の条件

団体が行う生涯学習の振興を図る事業で、横浜市教育委員会が後援等の名義使用を承諾した事業が対象となります。

賞状の種類は以下２種類です。

(1) 教育委員会賞
　・原則、教育委員会にて作成した賞状を交付します。(受賞者名、事業名、受賞日は空欄)
　・団体にて賞状用紙をご用意のうえ、筆耕していただく方法も可能です。
　　その場合は記載内容の確認等を行うため、お渡しするまでに時間を要します。
(2) 教育長賞
　団体にて賞状用紙をご用意のうえ、筆耕していただきます。
　記載内容の確認等を行うため、お渡しするまでに時間を要します。

■ 申請について

1　提出期限

申請書類一式は、**申請事業の広報を開始する１か月前まで**に提出してください。

※申請書類の不備により、書類の差替えがある場合、ご申請から１か月以内に承諾通知をお送りすることができない場合がございます。余裕をもってご申請ください。

※名義使用を承諾する前に、「横浜市教育委員会」の名義をチラシ等にご使用いただくことはできません。「予定」「申請中」と入れた場合も同様です。

2　提出方法

下記提出先まで、郵送、窓口への持ち込み、メール、いずれかの方法でご提出ください。

【担当】横浜市 教育委員会事務局 生涯学習文化財課 後援名義担当
【住所】〒231-0005 横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10　14 階　生涯学習文化財課
【TEL】045-671-3282
【MAIL】ky-gakusyu@city.yokohama.lg.jp

3　提出書類

様式はホームページに掲載しています。

(1) 後援名義使用申請書
(2) 事業計画書
(3) 収支予算書
(4) 広報計画書
(5) 団体規約
(6) 団体役員名簿
(7) 団体活動状況
　（過去１年の事業について、開催日、開催場所、事業名、来場者数を記載すること）
(8) 前回実施した事業のチラシ
(9) 前回承認した承諾通知の写し（※以前承諾を受けたことがある団体のみ）
(10) 表彰規定（※賞状の交付を希望する場合のみ）
(11) 審査員名簿（※賞状の交付を希望する場合のみ）

■ 終了報告について

事業終了後、速やか（１か月以内）に次の書類を提出してください。
提出がない場合、次回の申請を受理することはできかねます。
様式はホームページに掲載しています。

(1) 事業終了届
(2) 収支決算書
(3) チラシやパンフレット等、事業内容がわかるもの
(4) 当日の様子が分かる写真
(5) 授与報告書（※賞状の授与があった場合のみ）

■ 事業内容の変更について

事業内容に変更が生じた場合は、速やかに次の書類を提出してください。
様式はホームページに掲載しています。

(1) 事業内容変更届

お問合せ
【担当】横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課　後援名義担当
【住所】〒231-0005　横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10　14 階　生涯学習文化財課
【TEL】045-671-3282
【MAIL】ky-gakusyu@city.yokohama.lg.jp